



6

日常生活のサービス

重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業

- ◆内容 重症心身障がい児（者）または医療的ケア児の自宅および対象者が通う学校（小・中学校および高校の敷地内に限る）に看護師を派遣し、家族に代わって一定時間、医療的ケアや療養上の介助を行うことで、家族の介護負担の軽減を図り、重症心身障がい児（者）や医療的ケア児の健康の保持を図る事業です。
- ◆対象 重症心身障がい児（者）または医療的ケア児で以下の全てに当てはまる方
①区内に住所がある方
②在宅で家族等により介護を受けている方
③現在訪問看護サービスにより医療的ケアを受けている方
※利用するには、現在利用している訪問看護事業者と区が委託契約を締結する必要があります。
※学校への派遣を希望される場合はお問い合わせください。
- ◆費用 世帯の課税状況に応じて自己負担額があります。
- ◆問合せ先 障がい援護課各援護係（☞ 11 ページ参照）
障がい援護課援護管理係（区役所北館1階）
TEL 03-3880-0705 **FAX** 03-3880-5754



日常生活のサービス

補装具費の支給

- ◆内容 補装具を購入・修理するための費用等を支給します。
※介護保険対象者は、介護保険の福祉用具と共に通するものは、介護保険からの貸与を受けてください。ただし、身体状況により個別対応が必要と判定された場合は、補装具費の支給が受けられます。
- ※補装具の専門的な相談が必要な方には、補装具個別専門相談があります。
- ◆対象 身体障害者手帳所持者（下表「補装具の対象と種目名」参照）
※難病の方はお問い合わせください。
- ◆費用 世帯の課税状況に応じて自己負担額があります。一定以上の所得の方は対象外となります。
- ◆問合せ先 障がい援護課各援護係（☞ 11 ページ参照）

表 補装具の対象と種目名

対 象	種 目 名
視覚障がい	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由（18歳未満のみ）	車載用姿勢保持装置、起立保持具、排便補助具

移動支援事業（ガイドヘルプサービス）

- ◆内容 屋外での移動が困難な障がい者に対して、社会通念上必要な外出（公共機関、金融機関等における手続、買い物、冠婚葬祭など）や、余暇活動など社会参加のための外出（文化・教養、趣味活動、地域活動など）の支援を行います。
- ◆対象 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者
- ◆費用 利用者本人（本人が18歳未満の場合は主たる扶養義務者）の課税状況に応じて自己負担額があります。
- ◆問合せ先 【身体・知的障がい・難病】障がい援護課各援護係（☞ 11ページ参照）
【精神障がい】各保健センター等（☞ 13ページ参照）

日常生活用具の給付

- ◆内容 日常生活を容易なものとするための用具を給付します。
対象等は「表 日常生活用具一覧」（☞ 50～55ページ参照）
- ◆費用 世帯の課税状況に応じて自己負担額があります。また、一定以上の所得の方は対象外となります。
- ◆問合せ先 【身体・知的障がい・難病】障がい援護課各援護係（☞ 11ページ参照）
【精神障がい】各保健センター等（☞ 13ページ参照）



地域活動支援センター

- ◆内容 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の機会の提供等により、障がい者の地域生活を支援します。※区内の施設一覧（☞ 113ページ参照）
- ◆費用 利用者本人（本人が18歳未満の場合は主たる扶養義務者）の課税状況に応じて自己負担額があります。
- ◆問合せ先 【身体・知的障がい・難病】障がい援護課各援護係（☞ 11ページ参照）
【精神障がい】各保健センター等（☞ 13ページ参照）

日中保護事業（日中一時支援事業）

- ◆内容 日中監護する方がいないため一時的に見守り等の支援が必要な障がい者に対して、施設等において日中保護することにより、障がい者の家族の就労支援および障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
※区内の施設一覧（☞ 113ページ参照）
- ◆対象 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者、難病患者
- ◆費用 利用者本人（本人が18歳未満の場合は主たる扶養義務者）の課税状況に応じて自己負担額があります。
- ◆問合せ先 【身体・知的障がい・難病】障がい援護課各援護係（☞ 11ページ参照）
【精神障がい】各保健センター等（☞ 13ページ参照）

身体障がい者巡回入浴（訪問入浴サービス）

- ◆内容 入浴が困難な在宅の重度身体障がい者の方の自宅に、区の委託業者が浴槽を持ち込み、入浴を実施します。利用回数は、週1回までです。
- ◆対象 15歳以上65歳未満で、常時ねたきり状態の肢体不自由にかかる身体障害者手帳1級・2級の方（入浴が可能な方に限る）
※伝染性の疾患により治療中の方、浴室改修・入浴補助用具等の給付を受けた方、他の入浴サービスを受給している方、介護保険対象者は利用できません。
※入浴の際は、利用者の家族、近親者等の立ち会いが必要です。
- ◆費用 1回 970円（生活保護受給世帯及び中国帰国者等支援給付受給者は無料）
- ◆問合せ先 障がい福祉課障がい給付係（区役所北館1階）**TEL** 03-3880-5472 **FAX** 03-3880-5754
障がい援護課各援護係（☞ 11ページ参照）

表 日常生活用具一覧

※精神障がい者(児) … 精神障害者保健福祉手帳所持者または自立支援医療(精神通院)の支給を受けている方のこと

※難病患者…障害者総合支援法施行令第1条に規定する特殊疾病に該当する方のこと

※介…65歳以上の障がい者は介護保険制度が優先

※高…高齢者日常生活用具給付事業等でも支給しているもの

分類	種目	基準額	障がい程度	年齢	耐用年数	その他	
介護・訓練支援用具	特殊寝台 介	162,800円	下肢・体幹機能障がい 1級・2級	3歳以上	8年		
			難病患者でねたきりの状態にある方	なし			
	特殊マット 介	じょくそう 防止 120,000円	愛の手帳1度・2度	3歳以上	5年		
			下肢・体幹機能障がい 1級・2級				
		失禁汚染防止 50,000円	難病患者でねたきりの状態にある方	なし			
	体位変換器 介	15,000円	下肢・体幹機能障がい 1級・2級	学齢児以上	5年	下着交換等に家族等の介護を必要とする方	
			難病患者でねたきりの状態にある方	なし			
	移動用リフト 介	300,000円	下肢・体幹機能障がい 1級・2級	3歳以上	4年	設置に住宅改修を伴うものを除く	
			難病患者で下肢・体幹機能に障がいのある方	なし			
	訓練いす	33,100円	下肢・体幹機能障がい 1級・2級	3歳以上 18歳未満	5年		
	訓練用ベッド	159,200円	難病患者で下肢・体幹機能に障がいのある方	なし	8年		
	特殊尿器 介	154,500円	下肢・体幹機能障がい 1級	学齢児以上	5年	常時介護を要する方	
			難病患者で、自力で排尿できない方	なし			
	入浴担架	洋式 82,400円	下肢・体幹機能障がい 1級・2級	3歳以上	5年	入浴に家族等の介助を要する方	
		和式 133,900円					
	浴槽 (湯沸器含む) 高	浴槽 (湯沸器含む) 141,200円	下肢・体幹機能障がい 1級・2級	学齢児以上	8年		
		浴槽のみ 58,300円					
		湯沸器のみ 104,900円					

表 日常生活用具一覧

分類	種目	基準額	障がい程度	年齢	耐用年数	その他
自立生活支援用具	入浴補助用具 介	90,000円	下肢・体幹機能障がいがあり入浴に介助を必要とする方	3歳以上	8年	設置に住宅改修を伴うものを除く
			難病患者で入浴に介助を要する方	なし		
	特殊便器 (温水洗浄便座)	151,200円	愛の手帳1度・2度で自ら排便の処理が困難な方	学齢児以上	8年	取替えに住宅改修を伴うものを除く
			上肢機能障がい1級・2級			
			難病患者で上肢機能に障がいのある方	なし		
	便器(ポータブルトイレ) 介高	16,500円	下肢・体幹機能障がい1級・2級	学齢児以上	8年	取替えに住宅改修を伴うものを除く
			難病患者で常時介護を要する方	なし		
	歩行補助つえ 高	木材 3,570円 軽金属 4,410円	平衡・下肢・体幹機能障がいのある方	3歳以上	3年	
			平衡・下肢・体幹機能障がいがあり家庭内の移動等に介助を要する方	3歳以上		
	移動・移乗支援用具 介	60,000円	難病患者で下肢が不自由な方	なし	8年	設置に住宅改修を伴うものを除く
			知的障がい者(児)	なし		
	頭部保護帽	スポーツ・皮 15,656円 プラスチック材 37,852円	平衡・下肢・体幹機能障がいのある方	3年	てんかんの発作等で頻繁に転倒する方または転倒の危険性が高い方	
			精神障がい者(児)			
			カーシート	3歳以上	3年	座位の保てない方
	身体障がい者用三輪(四輪)自転車	50,000円	肢体不自由・体幹機能障がい1級・2級	学齢児以上	6年	補装具費として車椅子または電動車椅子を支給されている方は除く
	火災警報器	217,800円	下肢・体幹・内部機能障がいがあり移動が困難で一般用三輪(四輪)自転車を利用することが困難な方			
			身体障害者手帳1級・2級	なし	8年	火災発生の感知・避難が著しく困難な障がい者のみの世帯・これに準ずる世帯
			愛の手帳1度・2度			
	自動消火装置 高	31,000円	精神障がい者(児)			
			身体障害者手帳1級・2級	なし	8年	火災発生の感知・避難が著しく困難な障がい者のみの世帯・これに準ずる世帯
			愛の手帳1度・2度			
			精神障がい者(児)			
			難病患者			



表 日常生活用具一覧

分類	種目	基準額	障がい程度	年齢	耐用年数	その他
自立生活支援用具	屋内信号装置	87,400円	聴覚障がい 2 級	18 歳以上	10 年	聴覚障がい者のみの世帯・これに準ずる世帯で必要と認められる世帯
	電磁調理器 高	41,000円	視覚障がい 1 級・2 級	18 歳以上	6 年	障がい者のみの世帯・これに準ずる世帯
			上肢機能障がい 1 級・2 級			
			下肢・体幹機能障がい 1 級			
在宅療養等支援用具	ルームクーラー	100,000円	頸髄損傷等により体温調節機能を喪失した方	18 歳以上	6 年	医師に体温調節機能を喪失したと認められた方
	空気清浄器	33,800円	呼吸器機能障がい 3 級以上・同程度の身体障がい者(児)で必要と認められる方	なし	6 年	
			難病患者、医療的ケア児等で呼吸器機能に障がいがあり、必要と認められる方			
	ネブライザー (吸入器)	36,000円	呼吸器機能障がい 3 級以上・同程度の身体障がい者(児)で必要と認められる方	なし	5 年	ネブライザーと電気式たん吸引器、両方の機能が一体となった機器の基準額は各基準額の合算額とする
			難病患者、医療的ケア児等で呼吸器機能に障がいがあり、必要と認められる方			
	電気式 たん吸引器	56,400円	呼吸器機能障がい 3 級以上・同程度の身体障がい者(児)で必要と認められる方	なし	5 年	ネブライザーと電気式たん吸引器、両方の機能が一体となった機器の基準額は各基準額の合算額とする
			難病患者、医療的ケア児等で呼吸器機能に障がいがあり、必要と認められる方			
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)		50,000円	呼吸器・心臓機能障がい 3 級以上・同程度の障がいを有する方で、人工呼吸器の装着が必要な方	なし	5 年	呼吸状態を継続的にモニタリング管理する必要がある重度呼吸器機能障がいの方の基準額は 157,500 円
			難病患者、医療的ケア児等で呼吸器機能に障がいがあり、必要と認められる方			



表 日常生活用具一覧

分類	種目	基準額	障がい程度	年齢	耐用年数	その他
在宅療養等支援用具	正弦波インバーター発電機	120,000円	呼吸器機能障がい3級以上・同程度の身体障がい者(児)で必要と認められる方 難病患者、医療的ケア児等で呼吸器機能に障がいがある方	なし	5年	在宅で人工呼吸器を使用している方 ポータブル電源とDC/ACインバーターとの併給は認められない
	ポータブル電源(蓄電池)		呼吸器機能障がい3級以上・同程度の身体障がい者(児)で必要と認められる方 難病患者、医療的ケア児等で呼吸器機能に障がいがある方			在宅で人工呼吸器を使用している方 正弦波インバーター発電機とDC/ACインバーターとの併給は認められない
	DC/ACインバーター(カーリンバーター)	40,000円	呼吸器機能障がい3級以上・同程度の身体障がい者(児)で必要と認められる方 難病患者、医療的ケア児等で呼吸器機能に障がいがある方	なし	5年	在宅で人工呼吸器を使用している方 正弦波インバーター発電機とポータブル電源との併給は認められない
	酸素吸入装置		呼吸器機能障がい3级以上			医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当せず、医師から酸素吸入装置の使用を認められた方
	酸素ボンベ運搬車	17,000円	呼吸器機能障がい3级以上	18歳以上	10年	医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている方・本制度による酸素吸入装置の給付を受けた方
	透析液加温器	72,100円	腹膜透析を必要とする方			医師により、自己連続携行式腹膜灌流法による透析療法を行うと認められた方
	音声式体温計	9,000円	視覚障がい1級・2級	学齢児以上	5年	
	音声式体重計	18,000円	視覚障がい1級・2級	学齢児以上	5年	
	音声式血圧計	10,000円	視覚障がい1級・2級	18歳以上	5年	



表 日常生活用具一覧

分類	種目	基準額	障がい程度	年齢	耐用年数	その他
情報・意思疎通支援用具	時計	触読・音声 13,300円	視覚障がい1級・2級	18歳以上	5年	
	地上デジタル放送受信ラジオ	29,000円	視覚障がい1級・2級	学齢児以上	5年	
	点字ディスプレイ	383,500円	視覚障がい1級・2級	学齢児以上	6年	
	点字器	両面書真鍮版 10,712円	視覚障がいのある方	学齢児以上	7年	タブレット端末は、活字文書読上げ装置、拡大読書器、携帯用会話補助装置との併給は認められない
		両面書プラスチック 6,978円			5年	
		片面書アルミニーム 7,416円				
		片面書プラスチック 1,700円				
	点字タイプライター	63,100円	視覚障がい1級・2級	なし	5年	
	ポータブルレコーダー	再生専用機 48,000円	視覚障がい1級・2級	学齢児以上	6年	タブレット端末は、活字文書読上げ装置、拡大読書器、携帯用会話補助装置との併給は認められない
		テープレコーダー 23,000円			18歳以上	
		ICレコーダー 20,000円			4年	
		ポータブルレコーダー 85,000円				
		タブレット端末 50,000円				
	活字文書読上げ装置	専用機器 99,800円	視覚障がい1級・2級	学齢児以上	6年	タブレット端末は、ポータブルレコーダー、拡大読書器、携帯用会話補助装置との併給は認められない
		タブレット端末 50,000円		18歳以上	4年	
	視覚障がい者用拡大読書器	拡大読書器 239,000円	視覚障がいのある方	学齢児以上	8年	本装置により文字等を読むことが可能となる方 タブレット端末は、ポータブルレコーダー、活字文書読上げ装置、携帯用会話補助装置との併給は認められない
		音声読書器 207,900円			18歳以上	
		タブレット端末 50,000円			4年	
	携帯用会話補助装置	専用機器 285,000円	音声・言語機能障がいのある方	学齢児以上	5年	タブレット端末はポータブルレコーダー、活字文書読上げ装置、拡大読書器との併給は認められない
			肢体不自由で音声言語の著しい障がいのある方			
		タブレット端末 50,000円	音声・言語機能障がいのある方	18歳以上	4年	
			肢体不自由で音声言語の著しい障がいのある方			



表 日常生活用具一覧

分類	種目	基準額	障がい程度	年齢	耐用年数	その他	
情報・意思疎通支援用具	情報通信支援用具	100,000円 (5年合算)	視覚障がい1級・2級 上肢機能障がい1級・2級	学齢児以上	合算期間 5年	パソコンコンピューター等を使用することで社会参加が見込まれる方	
	音声情報読取器	62,790円	視覚障がい1級・2級			単身、単身に準ずる方	
	音響案内装置	1級 53,600円	視覚障がい1級・2級	学齢児以上	10年	2級の方は送信機に限る	
		2級 12,000円					
	聴覚障がい者用通信装置(FAX)	30,000円	聴覚・音声・言語機能に著しい障がいのある方	学齢児以上	5年	コミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要と認められる方	
	情報受信装置	88,900円	聴覚障がいのある方	なし	6年	本装置によりテレビの視聴が可能となる方	
	携帯用信号装置	20,200円	聴覚・音声・言語機能障がい3級以上	学齢児以上	6年		
	フラッシュベル	12,400円	聴覚・音声・言語機能障がい3級以上	学齢児以上	10年		
会議用拡聴器	会議用拡聴器	38,200円	聴覚障がい4級以上	学齢児以上	6年		
	人工喉頭	笛式 8,343円	喉頭を摘出している3級の音声機能障がい者(児)	学齢児以上	4年	埋込型用人工鼻は常時埋込型の人工喉頭を使用する方で気管食道シャントの形成手術またはヴォイスプロテーゼを留置している方	
		電動式 72,203円			5年		
		埋込型用人工鼻 月額23,250円			一		
排泄管理支援用具	ストーマ装具	消化器系 月額10,000円	ぼうこう・直腸機能障がいのある方	なし	一	紙おむつ等には、脱脂綿、サラシ、ガーゼを含む	
		尿路系 月額13,000円	二分脊椎による排尿・排便機能障がいのある方				
		紙おむつ等 月額12,000円	脳性麻痺等脳原性運動機能障がいのある方	なし	6か月		
		洗腸装具 17,716円					
	収尿器	男性用 普通型 7,931円	膀胱に排尿障がいがあり、排尿コントロールが困難な方	なし	1年		
		男性用 簡易型 5,871円					
		女性用 普通型 8,755円					
		女性用 簡易型 6,077円					





紙おむつの支給

- ◆内容 ねたきりや重度心身障がい等のために、常時失禁状態にある高齢者や障がい者（児）に対して、紙おむつを支給または費用を助成します。 ※事前申請が必要
- ①現物支給 カタログ中から選択（複数商品の選択也可。袋単位の注文。）
※支給限度ポイント（60 ポイント）を超えた場合、超過分は自己負担となります。
(0.1 点= 10 円)
- ②費用助成 月額 6,000 円以内
※費用助成は、入院中等で紙おむつの持ち込みができない場合に限ります。
- ◆対象 【障がい者（児）】次のいずれかに該当する方
①重度心身障害者手当を受給している方
②特別障害者手当または障害児福祉手当を受給している方（所得超過により支給停止されている方を含む）
【高齢者】介護保険 要介護 2～5 の方
次のいずれかに該当する方は受給できません。
①介護保険法に基づく老人保健施設等へ入所中の方
②中国残留邦人支援法による支援給付受給中の方
③生活保護を受給中の方
- ◆支給制限 障がい援護課各援護係（☞ 11 ページ参照）
高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（区役所北館 1 階）
TEL 03-3880-5257 **FAX** 03-3880-5614

車椅子の貸し出し

- ◆内容 一時的に必要な場合や、心身障がい者（児）団体が福祉増進を図るために使用する等の場合に、以下の団体で車椅子を貸し出します。※運搬は各自で行ってください。
- ①足立区社会福祉協議会 貸出期間：1 か月以内
※貸し出し場所は区内 27 ケ所（うち 2 ケ所で子ども用車椅子貸し出し可能）。
②東京都心身障害者福祉センター 貸出期間：3 か月以内
※貸し出し対象が都内全域のため、台数に限りがあります。
- ◆費用 無料
- ◆問合せ先 ①足立区社会福祉協議会（区役所南館 11 階）
TEL 03-3880-5740 **FAX** 03-3880-5697
②東京都心身障害者福祉センター
〒162-0823 新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）
TEL 03-3235-2961 **FAX** 03-3235-2959

身体障害者補助犬

- ◆対象 18 歳以上の在宅の身体障がい者で、以下の①～⑥すべてに当てはまる方
①【盲導犬】身体障害者手帳（視覚障がい）1 級
【介助犬】身体障害者手帳（肢体不自由）1 級～2 級
【聴導犬】身体障害者手帳（聴覚障がい）2 級
②都内におおむね 1 年以上住んでいる
③世帯にかかる所得税の平均月額が 77,000 円未満である
④居住している家屋の所有者・管理者の承諾を得られること
⑤所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること
⑥社会活動への参加に効果があると認められること
- ◆費用 無料 ※補助犬の飼育・管理・治療等に係る経費は自己負担
- ◆問合せ先 障がい援護課各援護係（☞ 11 ページ参照）

身体障がい者緊急通報システム

- ◆内容 身体障がい者等が居宅内で病気や事故などの緊急事態に陥ったときに民間受信センターへ通報する機器および生活リズムセンサーを設置します。通報を受信後、必要に応じて本人の代わりに救急車を要請します。
※家の鍵を民間受信センターに預ける必要があります。
- ◆対象 次の①～④のすべてに該当する方
①以下のいずれかに該当する方
ア 身体障害者手帳 1級・2級
イ 下肢・体幹・平衡・内部機能障がい 3級
ウ 下肢・内部機能障がい 4級を含む身体障害者手帳 3級
エ 難病患者福祉手当を受給している
②ひとり暮らし等 ③ 18歳以上 65歳未満 ④固定電話を設置している
- ◆問合せ先 障がい福祉課障がい給付係(区役所北館1階)
TEL 03-3880-5472 **FAX** 03-3880-5754
障がい援護課各援護係(☞ 11ページ参照)

心身障がい者用電話の貸与と電話料金の助成

- ◆内容 ①電話の貸与と基本料金の助成
電話のない世帯に対して、区長名義の固定電話回線の貸与、電話機の給付、電話の基本料金(回線使用料およびユニバーサルサービス料)を助成します。
- ②電話の基本料金の助成
すでに固定電話を設置している世帯(NTT 東日本と住宅用電話契約があり、未納がない世帯)に対して、電話の基本料金(回線使用料およびユニバーサルサービス料)を助成します。
- ◆対象 身体障害者手帳 1級・2級または愛の手帳 1度で、住民税が均等割以下の世帯、または生活保護受給世帯
※携帯電話をお持ちの方、施設入所または病院等に入院している方は対象外です。
- ◆問合せ先 障がい福祉課障がい給付係(区役所北館1階)
TEL 03-3880-5472 **FAX** 03-3880-5754
障がい援護課各援護係(☞ 11ページ参照)

訪問理美容サービス

- ◆内容 足立区理美容組合加盟の理美容店による訪問理美容サービスです。利用回数は、年6回までです。
- ◆対象 15歳以上 65歳未満の、重度心身障害者手当または特別障害者手当を受けている方のうち、常時ねたきり状態のため店舗での理髪・美容が受けられない方
- ◆費用 1回 500円
- ◆問合せ先 障がい福祉課障がい給付係(区役所北館1階)
TEL 03-3880-5472 **FAX** 03-3880-5754
障がい援護課各援護係(☞ 11ページ参照)



重度脳性麻痺者介護人派遣

◆内容	重度の脳性麻痺者に対して、対象者本人の家族を介護者として登録して謝礼を支給することによって生活圏の拡大を図るための援助を行います。
◆対象	20歳以上で、区内在住の身体障害者手帳1級の重度脳性麻痺者で、単独で屋外活動をすることが困難な方（ただし、上肢機能障がいのみ、歩行可能な方を除く。）
◆制限	障害者総合支援法における障がい福祉サービス（短期入所を除く）の支給決定、地域生活支援事業の移動支援事業、地域活動支援センターの利用決定、介護保険法における訪問介護、通所介護サービスを受けている方は <u>対象外</u> です。
◆派遣	屋外への付き添い、およびその他必要な用務
◆回数	月12回まで（1回3時間以上）
◆支給額	1回 6,560円
◆問合せ先	障がい援護課各援護係（☞11ページ参照）

緊急あずけあい事業

◆内容	介護する方の疾病等で一時的に介護が困難な場合、指定された団体の会員間等であずけあう事業です。
◆対象	「足立区手をつなぐ親の会」または「足立区肢体不自由児者父母の会」の会員で、次のいずれかに該当する方 ①愛の手帳を所持している方 ②身体障害者手帳3級以上の方
◆問合せ先	障がい福祉課障がい福祉係（区役所北館1階） TEL 03-3880-5255 FAX 03-3880-5754



あいあいサポート（住民参加型家事援助事業）

◆内容	①あつたかサポート 有償の会員制家事援助事業で、地域住民（協力会員）の協力を得て、障がいのある方等（利用会員）に、日常的な掃除や買い物等の生活支援や外出の付き添い等の支援を行います。 ②ちょこっとサポート 蛍光灯の交換、衣替え等衣類の整理、エアコンフィルターの掃除や軽い家具や荷物の移動等、主にヘルパー制度ではまかなえない単発の1時間程度ができるちょっとした困りごとを、地域住民（サポート隊員）がお手伝いします。 ※ボランティアによる事業のため、希望に添えない場合があります。また、専門性、緊急性、危険性のあるサポートはできません。
◆費用	①あつたかサポート 利用料 1時間 700円（以降30分350円） ※その他入会事務費・更新事務費、利用事務費の負担あり ②ちょこっとサポート 利用料 30分 400円（以降30分400円）
◆問合せ先	あいあいサービスセンター ☎ 123-0841 西新井2-11-4 TEL 03-3856-0274 FAX 03-3856-0299

交通事故 重度後遺障がい者介護料の支給

◆内容	自動車事故が原因で、脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障がいを持つため、移動、食事、排泄等日常生活動作について、常時または随時の介護が必要な状態の方に介護料を支給します。
◆問合せ先	独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）東京主管支所 〒130-0013 墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル8階 TEL 03-3621-9941 FAX 03-3621-9944

図書資料の郵送サービス

- ◆内容 図書館で所蔵する図書や雑誌を郵送で貸し出します(無料)。
※事前登録が必要です。
- ◆対象 以下の①居住要件のいずれかと②対象要件のいずれか両方に該当する方
①居住要件
ア 区内在住・在勤・在学者
イ 区内福祉施設等入所者
ウ 隣接区(葛飾区・北区・荒川区・墨田区)在住者
②対象要件
ア 身体障害者手帳(上肢を除く肢体不自由)1級～2級
イ 身体障害者手帳(内部障がい)1級～3級
ウ 愛の手帳1度～2度
エ 介護保険被保険者証 要介護5
- ◆問合せ先 足立区立中央図書館図書案内係
TEL 03-5813-3744(障がい者サービス専用) FAX 03-3870-8415

気候変動適応対策エアコン購入費補助金

- ◆内容 新品のエアコン購入費・設置にかかる費用を、下表「世帯と上限金額一覧」のとおり補助します。
※「購入前」に調査員の訪問調査を受ける必要があります。
- 表 世帯と上限金額一覧
- | 世 帯 | 上 限 金 額 |
|--|---------|
| 本補助金の申請を行う年度において住民税が非課税である世帯又はひとり親家庭等のうち申請時において児童扶養手当を受給している世帯 | 7万円 |
| 上記以外の世帯 | 4万円 |
- ◆対象 次の①～③すべてに該当する方
①住宅に冷房機能が使用できるエアコンが1台もない
②以下のいずれかに該当する世帯である
ア 世帯全員が65歳以上の世帯
イ 障がい者のみで構成される世帯
ウ 65歳以上の方と障がい者の方のみの世帯
エ 児童扶養手当法に規定される18歳に達した年度末までの児童
(中度以上の障がいの状態にある20歳未満の児童を含む)とその養育者を含む世帯(ひとり親家庭等)
※対象となる世帯の詳細については、区ホームページをご確認ください。
③住民税の滞納がない
- ◆問合せ先 環境政策課管理係(区役所南館11階)
TEL 03-3880-5935 FAX 03-3880-5604